

日倉(総)第0282号  
令和2年3月6日

各地区倉庫協会長 様

一般社団法人 日本倉庫協会  
理事長 富 取 善 彦

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する  
法律及び関係省令等の施行について

このたび、掲題の件について国土交通省総合政策局参事官(物流産業)室から別紙のとおり通知がありました。

それによれば、当該法律及び関係省令等が施行されることにより、女性の職業生活における活躍の推進に関する一般事業主行動計画（以下、「当該行動計画」という。）の策定が義務付けられている常時雇用する労働者数が301人以上の事業主については、本年4月1日以降、当該行動計画の策定や情報公表の方法が順次変更となり、また令和4年4月1日から常時雇用する労働者数が101人以上300人以下の事業主についても、当該行動計画の策定や情報公表が義務付けられます。

加えて、本年6月1日から職場におけるハラスメント対策に関する義務等についても強化されることから、別紙内容についてご留意いただきますとともに、貴協会会員事業者に対し、ご周知いただきますよう、よろしくご留意申し上げます。

以 上